

作成日 2024/02/05
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	金型洗浄剤
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	
推奨用途	工業用金型洗浄剤
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。
整理番号	M240205

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

物理化学的危険性	エアゾール 区分1
健康有害性	皮膚腐食性／刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2B 発がん性 区分1A(エタノールのみ由来) 生殖毒性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(肝臓) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(中枢神経系)
	上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H222 極めて可燃性の高いエアゾール
H229 高压容器: 熱すると破裂のおそれ
H315+H320 皮膚及び眼刺激
H336 眠気又はめまいのおそれ
H350 発がんのおそれ
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓の障害
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害のおそれ

注意書き 安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)
使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251)

応急措置	粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
	取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
	取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
	この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
保管	屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)
	保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
	皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)
	吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
廃棄	眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
	ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)
	気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
	皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)
保管	眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)
	汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
	施錠して保管すること。(P405)
廃棄	日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)
	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
イソヘキサン	60.0～70.0%	(CH ₃) ₂ CH CH ₂ CH ₂ C H ₃	(2)-6	既存	107-83-5
エタノール	5.0～10.0%	CH ₃ CH ₂ O H	(2)-202	既存	64-17-5
プロパン	20.0～30.0%	CH ₃ CH ₂ C H ₃	(2)-3	既存	74-98-6

4. 応急措置

吸入した場合

新鮮な空気のある場所へ移動する。呼吸が停止した場合は、人工呼吸を行う。呼吸困難の場合は、訓練を受けた人によって酸素吸入を行う。気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。症状が続く場合には、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

大量の水で洗うこと。症状が続く場合には、医師に連絡すること。

眼に入った場合	水で15～20分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。症状が続く場合には、医師に連絡すること。
飲み込んだ場合	水で口をすすぎ、直ちに医師の診断を受けること。
5. 火災時の措置 適切な消火剤	粉末消火剤、二酸化炭素、泡消火剤を使用する。
使ってはならない消火剤	火災が周辺に広がる恐れがあるため、直接の棒状注水を避ける。
特有の危険有害性	いくらかは燃える可能性があるが、容易には点火しない。引火性液体および蒸気である。加熱された容器が爆発することがある。 爆発性過酸化物を生成することがある。
特有の消火方法	漏れを止めることができない限り、漏れたガスの火を消さないこと。 火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。延焼の恐れのないよう水スプレーで周囲のタンク、建物等の冷却をする。 消火活動は風上から行う。 火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 蒸気は空気よりも重いことがあり、地面に沿って広がり、低い位置に溜まる。
消火を行う者の保護	消火作業の際は、適切な自給式の呼吸器用保護具、眼や皮膚を保護する防護服(耐熱性)を着用する。
6. 漏出時の措置 人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	関係者以外の立ち入りを禁止する。 作業者は適切な保護具(「8ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
環境に対する注意事項	周辺環境に影響がある可能性があるため、製品の環境中への流出を避ける。
封じ込め及び浄化の方法 及び機材	危険でなければ漏れを止める。 少量の場合、ウエス、雑巾等でよく拭き取り適切な廃棄容器に回収する。 大量の場合、珪藻土などの吸収剤で吸収し廃棄容器に移す。 取扱いや保管場所の近傍での飲食の禁止。 すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
7. 取扱い及び保管上の注意	

取扱い	技術的対策	「8ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。
	安全取扱注意事項	熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。 火花を発生させない工具を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。 空の容器には製品の残留物(蒸気、液体または固体)が残っているため、有害である。
	接触回避	混触禁止物質
	衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。
	技術的対策	保管場所には危険・有害物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な照明及び換気の設備を設ける。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 スプリンクラーが設置された場所に保管する。
	混触禁止物質	強酸性、アルカリ性物質
保管	保管条件	直射日光を避け、涼しく換気された場所に保管する。 熱、火花、火炎、発火源から遠ざけること。 高温物を近づけない。
	安全な保管条件	破損や漏れの無い密閉可能な容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
イソヘキサン	未設定	未設定	設定あり
エタノール	未設定	未設定	設定あり
プロパン	未設定	未設定	設定あり

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値/天井値
イソヘキサン	未設定	未設定
エタノール	未設定	未設定
プロパン	未設定	未設定

許容濃度(ACGIH)参照先:<https://www.acgih.org/>

設備対策	取り扱いの場所の近くに、洗眼および身体洗浄剤のための設備を設ける。 高温下や、ミストが発生する場合は換気装置を使用する。	
	呼吸用保護具	保護マスクや呼吸用保護具を着用する。
	手の保護具	不浸透性保護手袋を着用する。
	眼の保護具	保護眼鏡や化学用スプラッシュゴーグルを着用する。

皮膚及び身体の保護 具 静電靴、長袖保護衣、化学薬品耐性の保護エプロン等を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	エアゾール
形状	液体
色	データなし
臭い	刺激臭(液体)
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	60℃(液体)
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限 下限界／可燃限界	データなし
	データなし
引火点	データなし
自然発火点	<-20℃(液体)
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分配係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	0.6-0.70g/cm ³ (液体25℃)
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	通常の取扱い条件下では安定である。
化学的安定性	通常取扱い条件下では安定である。
危険有害反応可能性	通常取扱い条件下では危険有害反応を起こさない。
避けるべき条件	着火源を避ける。
混触危険物質	強酸性、アルカリ性物質
危険有害な分解生成物	火災等の場合は、毒性の強い分解生成物(水蒸気、二酸化炭素および一酸化炭素)が発生する可能性がある。

11. 有害性情報

急性毒性	経口	急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分に該当しないとした。
	経皮	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	吸入	急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分に該当しないとした。
		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
		(気体)
		GHS定義による気体ではない。
		(蒸気)
		急性毒性推定値が50000ppm超のため区分に該当しないとした。
		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
		(粉じん・ミスト)
		データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		区分2の成分合計が60%のため、区分2とした。

眼に対する重篤な損傷性
／眼刺激性
呼吸器感作性
皮膚感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性

特定標的臓器毒性(単回
ばく露)
特定標的臓器毒性(反復
ばく露)

誤えん有害性

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)

水生環境有害性 長期(慢性)

生態毒性
残留性・分解性
生体蓄積性
土壌中の移動性
オゾン層への有害性

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

汚染容器及び包装

14. 輸送上の注意

国際規制
(ADR/RIDの規定に従う)

国連番号

品名

国連分類

副次危険性

容器等級

眼区分2Bの成分合計が10%のため、区分2Bとした。

データ不足のため分類できない。

データ不足のため分類できない。

データ不足のため分類できない。

区分1Aの成分が10%のため、区分1Aとした。

(生殖毒性)

区分1Aの成分が10%のため、区分1Aとした。

(生殖毒性・授乳影響)

データ不足のため分類できない。

区分3(麻酔作用)の成分合計が40%のため、区分3(麻酔作用)とした。

区分1(肝臓)の成分が10%のため、区分1(肝臓)とした。

区分2(中枢神経系)の成分が10%のため、区分2(中枢神経系)とした。

動粘性率が不明のため、分類できないとした。

(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

データなし

データなし

データなし

データなし

データなし

データ不足のため分類できない。

廃棄においては、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、または地方公共団体が廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理する。

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

1950

エアゾール(引火性のもの)

2.1

－

－

海上輸送 (IMOの規定に従う)	国連番号	1950
	品名	エアゾール(引火性のもの)
	国連分類	2.1
	副次危険性	－
	容器等級	－
	海洋汚染物質	該当しない。
	IBCコード	該当しない。
航空輸送 (ICAO/IATAの規定に従う)	国連番号	1950
	品名	エアゾール(容積1L以下のもの)
	国連分類	2.1
	副次危険性	－
	容器等級	－
国内規制	陸上規制情報	消防法、高圧ガス保安法に従う。
	海上規制情報	船舶安全法に従う。
	海洋汚染物質	該当しない。
	航空規制情報	航空法に従う。
緊急時応急措置指針 (容器イエローカード)番号		126
特別の安全対策		輸送に際しては、40℃以下を維持し、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

15. 適用法令
労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号)
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

エタノール(政令番号:61)(1%-10%)(営業秘密)

ヘキサン(政令番号:520)(50%-60%)(営業秘密)

労働安全衛生法(令和6年4月1日以降)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)

	エタノール(政令番号:61)(1%-10%)(営業秘密)
	ヘキサン(政令番号:520)(50%-60%)(営業秘密)
労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質(令和8年4月1日施行予定分)	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) 消防法 大気汚染防止法 海洋汚染防止法	プロパン(政令番号:1768)(20%-30%)(営業秘密) 非該当 非該当 第4類 引火性液体 第一石油類(非水溶性) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達) 個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示) 油性混合物(施行規則第2条の2) 有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81)) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1) 輸出貿易管理令別表第1の16の項 高圧ガス(危規則第3条危険物告示別表第1) 高圧ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)
外国為替及び外国貿易法 船舶安全法 航空法 港則法 道路法	その他の危険物・高圧ガス(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表) 車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2) 特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号) 有機化学物質(法第29条1、施行令第4条1)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法) 化学兵器禁止法	
16. その他の情報 参考文献	製造元メーカー提供資料 NITE GHS分類結果一覧 JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、 作業場内の表示及び安全データシート(SDS) 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス 日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム「ezSDS」により作成。
その他	記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合は、用途・用法に適した安全策を実施の上、ご利用ください。

この情報は、新しい情報を入手した場合、予告なしに改訂されることがあります。